

5 中地介第 4 9 1 号
令和 5 年 5 月 2 3 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

中野区地域支えあい推進部介護・高齢者支援課長
古本 正士

地域密着型サービスに係る運営推進会議の取扱いについて

日頃より、中野区介護保険事業の円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございます。
標記の件について、下記のとおり通知します。

記

1 地域密着型サービスに係る運営推進会議等の取扱いについて

令和 2 年 2 月 2 8 日付厚生労働省老健局事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 3 報）」により、運営推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症拡大時の対応が示されていたところです。

令和 5 年 5 月 1 日付厚生労働省老健局事務連絡事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」により、上記取扱いを終了することとなりましたので、令和 5 年 5 月 8 日以降の運営推進会議については、当通知を御参照の上、御対応くださいますようお願いいたします。

なお、従前より、運営推進会議が、感染症や自然災害等により予定日に実施できず、代替の開催日も確保できない等の場合は、区市町村の判断により、開催に相当すると認めることも可としております。

2 令和 5 年 5 月 8 日以降の運営推進会議の開催方法について

開催方法については対面又はオンラインでの開催を基本とし、書面開催、延期、中止等の方法で行うことは原則認められません。

【担当・問合せ・提出先】中野区地域支えあい推進部介護・高齢者支援課
介護事業者係 堀川・井田
電話 3228-8878 FAX 3228-8972
アドレス：kaigojigyousya@city.tokyo-nakano.lg.jp